

The Journal of Holistic Sciences

ホリスティックサイエンス学術協議会会報誌
(Research Association for Holistic Sciences、RAHOS)

創刊号

Vol. 1 No. 1 (2007)



表紙「利尻島の夜明け」

目次

新学術協議会の設立にあたって-----川口香世子	2
新たな学術協議会設立の意義 — 「専門知」「専門領域」の壁を越えて — ----上妻毅	3
事例報告 富士河口湖町におけるタラソセラピー効果実証試験 山梨県富士河口湖町、(財)都市経済研究所	4
ホリスティックサイエンス学術協議会寄附行為	19
The Journal of Holistic Sciences投稿規程	26
事務局より	27

ホリスティックサイエンス学術協議会
Research Association for Holistic Sciences
(RAHOS)

理事長：川口香世子 (KKAroma Co. Ltd. ・代表取締役)

理事：上妻毅 (財団法人都市経済研究所常勤理事、桜美林大学非常勤講師)

奥野剛 (御茶ノ水大学名誉教授、医師・医学博士)

橘敏雄 (株式会社・応用生物代表取締役)

監事：田中義之 (堀・田中会計事務所代表)

事務所所在地：東京都港区赤坂9丁目5番29号

メール：rahos@parkcity.ne.jp、 URL：<http://www1.parkcity.ne.jp/rahos/>

ご挨拶

新学術協議会の設立にあたって

理事長 川口香世子

2007年12月14日、ホリスティックサイエンス学術協議会(Research Association for Holistic Sciences、略称RAHOS)が設立されました。本協議会の設立目的は、アロマセラピー、リフレクソロジー、タラソセラピーなど、補完・代替療法の分野における、科学的研究と技術的發展を広く支援することにあります。本協議会では、「ホリスティック」という名称が示すように、医学、薬学、生物学はもとより、社会学、経済学、哲学分野など多方面との連携を積極的に進め、客観的評価に基づいた協議の場を提供し、積極的に発言・提言を行う所存です。従って、理事職は政治学、社会学、医学、生物学など多方面の専門家が担当し、多様な知識と価値観を妥協無く発揮してもらいます。評議員は会員および受益者の代表で、主にホリスティック療法の実務者、実務経験者にご担当いただきます。多様な会員・役員がホリスティックに融合することで、従来の自然科学的方法論では解決が望めない精神的、心理的、社会的問題の数々に対して、本協議会での議論と提案が有益なものになると確信しております。

本会は当面、任意団体として活動しますが、社会還元を主目的とした公益団体としての法人格取得を目指します。単なる権威付けや営利性を排除する目的から、入会希望者(および法人)を対象に、一定の資格審査を行います。決して排他的な趣旨ではなく、真摯な志とご意見を有する多くの方々の参加を心から歓迎いたします。地球という閉鎖系に生存する運命共同体の一員として、相互理解と協力の輪が拡大してゆくことを願ってやみません。

ご挨拶

新たな学術協議会設立の意義 — 「専門知」「専門領域」の壁を越えて —

財団法人都市経済研究所常勤理事・桜美林大学非常勤講師
本協議会理事 上妻 毅

2007年12月、「ホリスティックサイエンス学術協議会」(略称 RAHOS)が発足をしました。この新しい学術協議会設立の社会的意義について思うところを申し述べます。

社会全般、ますます細分化していく専門科学の乱立とその行く末が懸念・危惧され、各専門領域間の連携、さらに統合を意図した「学際的研究」の必要性が提起されてから久しいものがあります。

広範な領域での多種多様な学際的研究は、それぞれに成果を上げながら現在に至っているものと思います。しかし、「知識の専門化・細分化」の流れは常にそれを上回る形で加速しており、より細かく専門化された個々の知識・技術は、それら相互の関わり・連関性はおろか、各専門知そのものの社会的な意味や価値をも見失いかねないおそれ、言い換えれば「専門主義の陥穽＝落とし穴」に全ての専門家が、そして、社会全体が晒されているように感じます。

さて、私が在籍・勤務する団体(財団法人都市経済研究所)は、1964年、東京オリンピック開催の年に設立された研究機関で、都市問題、また、国土計画、都市計画、地域政策等に関する調査研究と政策提言等を主たる活動目的に、国の関係五省庁共管の公益法人として認可・設置されました。現在は国土交通省の所管団体となっていますが、今般の‘地方の疲弊’という日本の国情を反映し、「地域の再生」を目標とするプロジェクトが業務の過半を占めるに至っています。その対象も、衰退傾向に歯止めのかからない中心商店街や駅前、水産・漁港都市、空港周辺地域、そして、国境離島を含む離島自治体など、誠に多岐にわたっています。

さらに言えば、この国の「過疎地」の状況はもはや深刻を極めており、2006年度に行われた調査(国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査」)によれば、全国62,721集落のうち、65歳以上が半数を占める集落が全体の12%超にあたる7,873集落、共同体など地域存続に必要な機能の維持が困難な集落が2,917集落、「10年以内に消滅」する可能性のある集落が422集落、「いずれ消滅」する可能性のある集落が2,219集落となっています。これが「限界集落」と呼ばれる地域、そして、国土の実情です。

今、日本の地域・国土が直面しているこうした深刻な状況・諸問題は、一見、当「ホリスティック学術協議会」の活動目的とはまったく無縁のものと思われるかも知れません。しかし、そこには、人体を対象とする補完・代替療法分野(アロマセラピー、リフレクソロジー、タラソセラピー等)とも共通する問題、例えば、状態

改善への方法論上の課題やニーズなど、いくつかの共通項があるように思います。

思いつくままを記しますと、

- ・ 地域（まち、集落、都市等）も、人体（クライアント）も、外部環境の変化・変動に直接・間接の影響を受け、かつ、自身の成長段階に規定される中で成長あるいは成熟、発展あるいは衰退する‘生きた客体’であること
- ・ 現場あるいは患者の最も切実なニーズに対し、いかに有効な手立てあるいは手当てを提供できるかが常に重大な課題であること
- ・ 個別・単一のアプローチだけでなく、他の方策（施策あるいは施術、プログラム等）を効果的に組み合わせ、連携を図った複合的なアプローチが求められることなどが共通の課題であると考えられます。

その際、例えば、地域の存続と自立的な発展をめざしている「まち」、心身の健康維持と幸福な生活を願う「クライアント」——いずれも、主体の「意思」と「目標」が柱であり、その上で、個々の実情に応じた最善の方策を講じることが基本であることは言うまでもありません。

余談ですが、まち（都市）を‘生きたもの’（人体）として捉えるという視点では、私の勤務する研究所の顧問として長年ご指導を頂いている鈴木忠義先生（東京工業大学名誉教授）から、以前、次のような教示を受けたことがあります。社会資本、いわゆるインフラについてですが、いわく、

「人間の体内の 5 つのインフラが＜消化器系＞＜呼吸器系＞＜リンパ系＞＜循環器系＞＜神経＞だとすれば、都市の＜物流＞は消化器系、＜エネルギー＞は呼吸器系、＜緊急＞はリンパ系、＜上下水＞は循環器系、＜情報＞は神経系統に相当する」。

国全体の厳しい財政事情の中、道路その他の社会資本整備（公共事業）に国民の血税をどこまで投入し続けるのか？——この問題は今後、さらに厳しさを増して論議されまじょうし、そうあるべきと考えます。他方、一つのまち（都市）が「機能不全」状態に陥らないためには、この 5 つのインフラの維持管理を適切に、効率的に行い、住民生活に支障をきたさないことも不可欠です。

さて、この数年、私自身も関与している沖縄県与那国島の自立支援プロジェクトは、改めて考えてみると、非常にユニークかつホリスティックなプロジェクトと言えるかも知れません。

日本最西端に位置する人口 1,600 人余りの国境の島・与那国の「自立」への挑戦は、とどまることのない人口減少、最果ての立地による物価高、医療・産業・教育・その他さまざまな面での「離島苦」を克服しようという試み、言い換えれば‘生きる’ための苦闘そのものであります。それと同時に、日本の「国境地域の存続」という特殊性も相まって、国として看過してはならない、極めて重要な問題＝政策課題でもあります。

詳細は省きますが、この与那国島が切実に求めていることとして、「高等学校の設置」（…これ以上の若年層の流出を食い止めるため）、そして、かつては生活圈を共有していた台湾との「自由な国境交流の実現」があります。

与那国島は、石垣島とは 127km、一方、台湾とは 111km の距離にあり、戦前、そして戦後の一時期までは、台湾との自由な往来や生活物資・その他の交易、また、台湾での就労・就学などを通して、だいたい 5,000 名規模の人口が保たれていました。

最盛期には1万数千人の人口を擁するなど、地域（島）には活力が漲っていました。

戦後、台湾との間に国境線が敷かれ、さらに、中国（中華人民共和国）との国交回復と同時に台湾との国交関係が絶たれる中、まさに‘最果ての島’となり、地域は疲弊し、今もなお人口減が続いています。

こうした島の厳しい実情、切実なニーズに対し、どのような施策を講じればよいのか、講じられるのか？ — 極めて難しい問題ではありますが、地元・与那国町を中心に、さまざまな関係者や有志も協力・連携をしながら、種々の取り組みを進めています。

その際に求められるのは、単一の手法・アプローチではなく、総合的な施策、複眼的なアプローチです。同時に、現地の切実なニーズを理解し、これに役立つ具体策を的確に講じられるか？ — この点が常に重大な課題となります。

端的に言えば、この小さな国境離島がさらに疲弊し、最終的に滅びていくようなことになれば、国の際（きわ）が機能不全となり、その結果、国土全体のあるべき形・健全な姿を損なうことにもなりかねない。たとえ、島の規模が「足の小指の第一関節」以下の大きさであっても、です。

ホリスティック療法と直接関わりのない話を書き連ねましたが、当協議会設立の目的は、アロマセラピー、リフレクソロジー、タラソセラピーなどの補完・代替療法の発展、そして、社会科学・人文分野を含む多方面との連携の促進にあります。

特に「臨床の現場」に携わっておられるセラピストなど専門家の皆さまは、クライアントとのさまざまな関わりの中で努力を重ね、各々の専門知識・技術を向上させ、ノウハウの蓄積に努めておられるものと思います。同時に、この分野・業界全体が常に進歩と発展のさなかにあると思います。

各々の専門知、個々の専門技術が価値のあるものであればこそ、その営みの社会的な意味、社会的な価値を問いつづけ、これを広く社会に発信する意義は高いと考えます。

他方、「地域づくりの現場」では、例えば、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚を出発点においた「五感の観光まちづくり」（山梨県富士河口湖町）、タラソセラピーを核とする観光と地場産業の新しい連携事業（沖縄県石垣市）など、当協議会が具体的に関与し、関係の深いプロジェクトも進行しています。すなわち、このような‘新しい舞台’で、補完・代替療法のノウハウや技術が求められる機会が着実に生まれつつあります。

本協議会は、こうした社会的な動向、また、さまざまなニーズや苦しみも抱えている人々の現実を見据えて、社会全体、あるいは人間の幸せに寄与する補完・代替療法等のあり方や新しい展開について考え、協議し、これを強力に推進する場（機構）でありたいと考えます。

その試みが「ホリスティック」というコンセプトのもとで進められる中、各々の専門知識・技術は相互に補完し合い、結びつき、現場あるいは臨床の切実なニーズに応えるものとなるのではないのでしょうか。その結果、それらの知識や技術は、「専門領域」を超えて発信・供与され、広く社会に還元されていくものと確信します。

本「ホリスティックサイエンス学術協議会」の新しいスタートにあたって、関係各位の御理解と御支援を衷心よりお願い申し上げます。

富士河口湖町におけるタラソセラピー効果実証試験

山梨県富士河口湖町、(財)都市経済研究所

本試験は、富士河口湖町が町民の健康増進施策として進めている、「健康プラザ」における健康増進パイロット施設・タラソ棟（タラソセラピー導入施設）整備事業の一環として実施したものである。

本稿では、平成19年2月17日から3月6日にかけて、計94名の成人ボランティアを対象に実施した「タラソ施設・モニター試験」のデータの集計・解析および評価を中心に、当施設が提供する独自のタラソ体験メニューを通じた健康増進効果を検証した。

1. 被験者（ボランティアモニター）の採用

富士河口湖町民（成人以上）を対象としたボランティアモニターの募集を行い、本タラソ施設・健康増進効果検証試験の被験者とした。平成18年12月、「広報富士河口湖」を通じ、ボランティア募集を行ったところ、110数名の応募者があった。

募集要項

- ボランティアモニター受付期間／12月8日(金)～25日(月)
- 検証にご協力いただきたい日数／1日（1時間30分～2時間位）
午前10時から午後4時まで（月曜日（休み）を除く）
- 施設利用料／無料 ■ 持ち物／タオル・水着等 ■ 年齢／成人以上

●問い合わせ・申込み先：町役場 健康増進課

2. 主な試験内容

ボランティアには、以下の流れ・手順に沿ったタラソ体験とモニター試験の内容を事前に説明し、モニター自身による同意書への署名の後、これを実施した。

施設内の「2倍海水プール」、「10倍海水プール」、「塩・溶岩浴」の利用・体験効果の検証を目的に、「効果判定用ケースカード」とへの記入を行い、モニター試験結果の集計・解析のための基礎データとした。

測定項目は、①血圧、②脈拍、③腕皮膚水分量とし、タラソ施設の利用前／利用後の数値を測定した。皮膚水分量測定には、(株)モリテックス製の測定器（製品名LaPROPE）を使用した。

3. タラソ施設・モニター試験の流れ（手順）

施設前室入室

- ① 事前説明
- ② 同意書への署名（モニター自身が記入）
- ③ ケースカード記入（モニター自身が記入）
- ④ 施行日、天候、施設入場時刻を記入
- ⑤ 更衣

開始前測定

- ① 血圧測定
- ② 脈拍測定
- ③ 腕皮膚水分量測定

施設へ移動・実証試験（約 60～70 分間）

- ① 真水（温水）シャワー（目安 3 分）
- ② 2 倍海水プール（目安 5～10 分）
- ③ 10 倍海水プール（目安 1～10 分）あるいは塩・溶岩浴（目安 10～15 分）
- ④ 塩・溶岩浴（目安 10～15 分）あるいは 10 倍海水バス（目安 1～10 分）
- ⑤ 真水（温水）シャワー（目安 3 分）

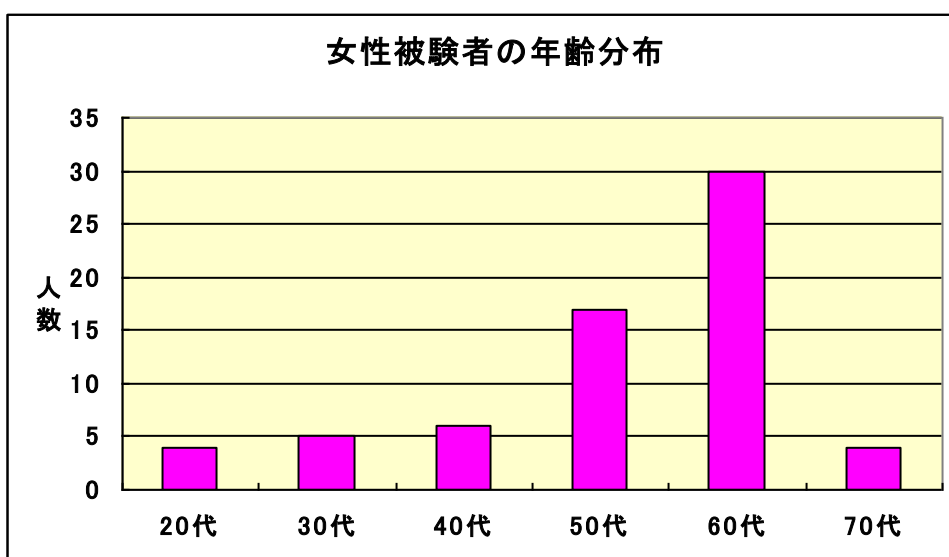
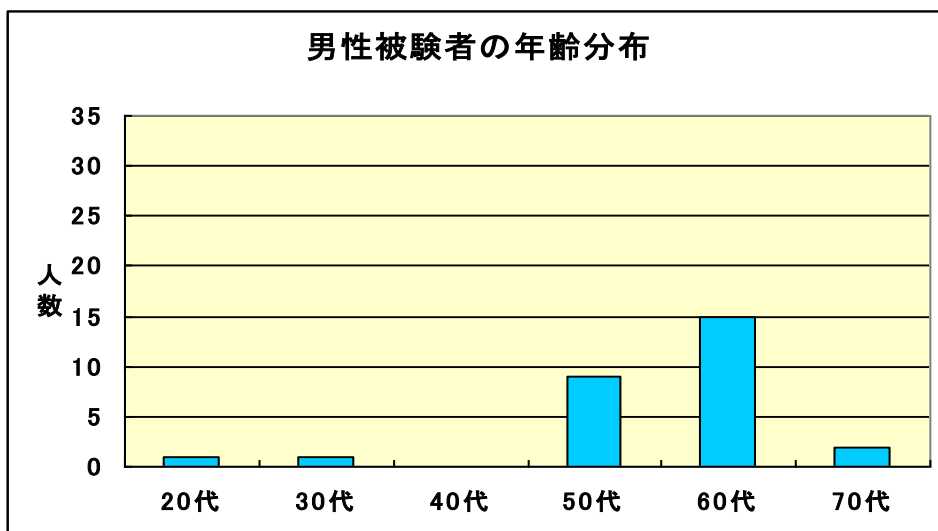
施設退室・終了後測定

- ① 血圧測定
- ② 脈拍測定
- ③ 腕皮膚水分量測定
- ④ 更衣
- ⑤ アンケート記入

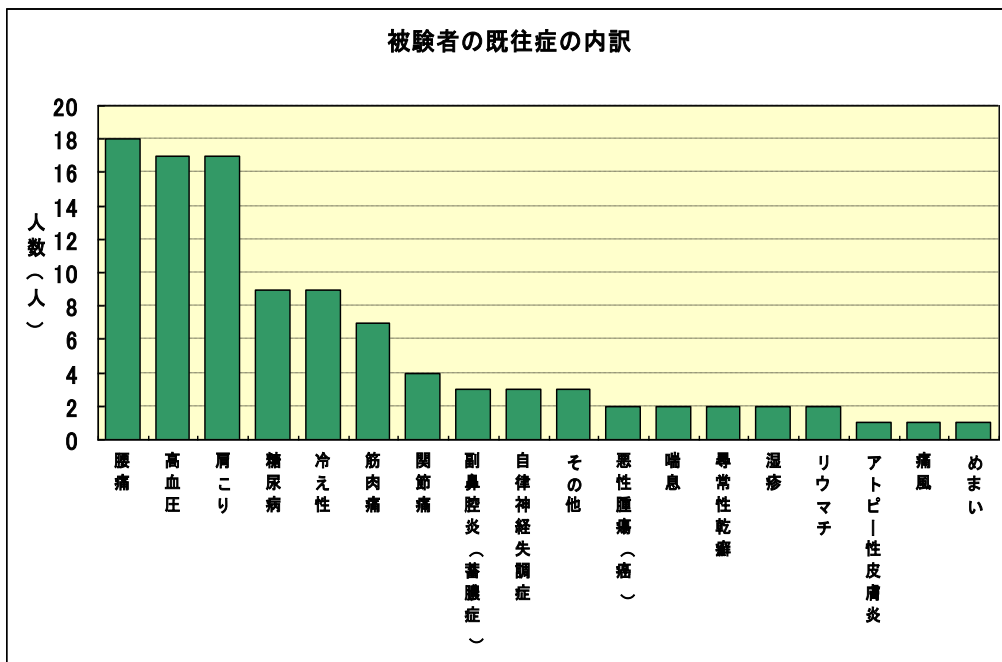
4. 試験結果とその解析

(1) 被験者の背景

- ① 被験者の内訳は、男性 28 名（平均年齢 59.9 歳）、女性 66 名（平均年齢 55.8 歳、計 94 例であった。



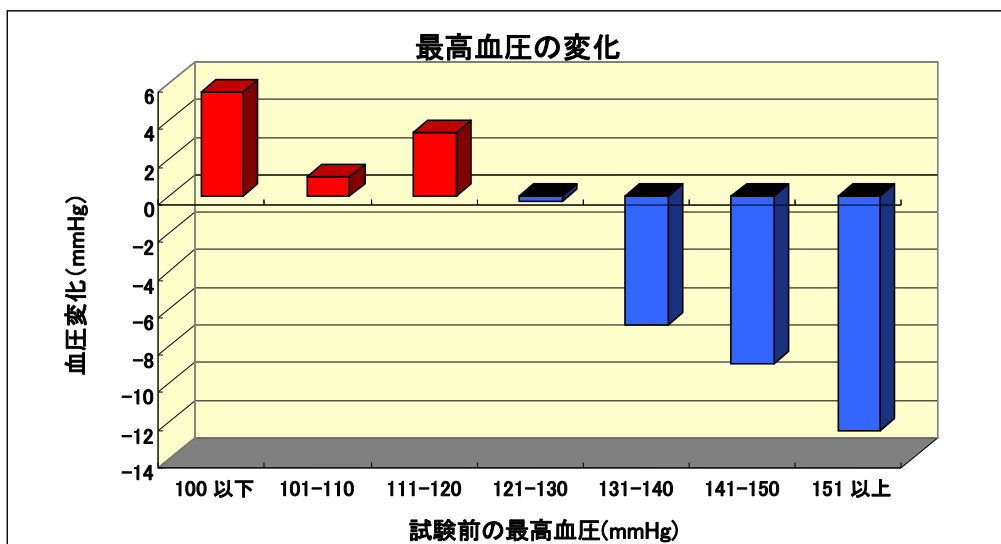
- ② 被験者の既往症：全被験者中の約3分の1にあたる62.7%（61名）が、何らかの既往症を有していた。



(2) 血圧に対する影響

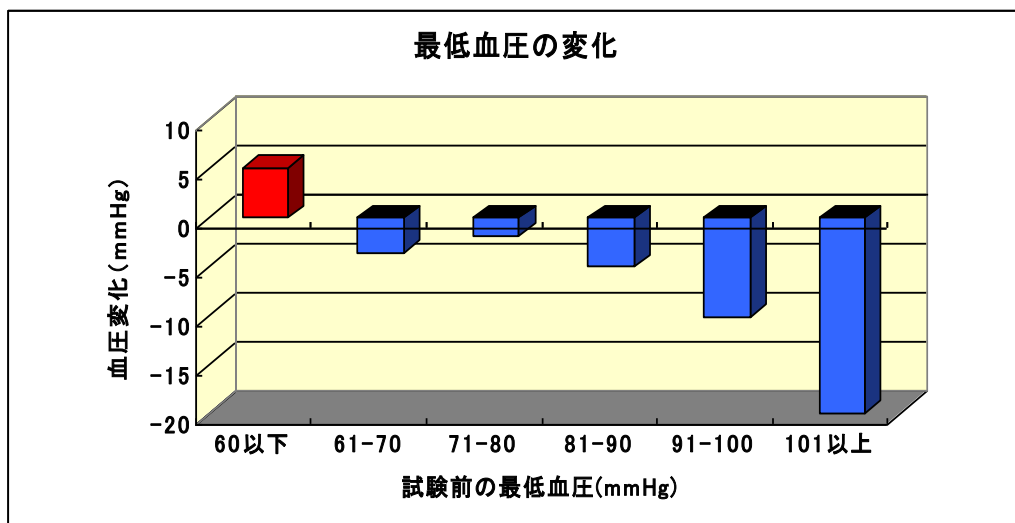
試験開始前と終了後に被験者の血圧を測定した。その結果を試験開始前の血圧を横軸に、開始前と終了後での血圧の変化を縦軸（棒の長さ）で示す。

① 最高血圧に対する試験の影響



最高血圧 151mmHg 以上の高血圧症では、有意な血圧低下（-12.5mmHg）が観察された。

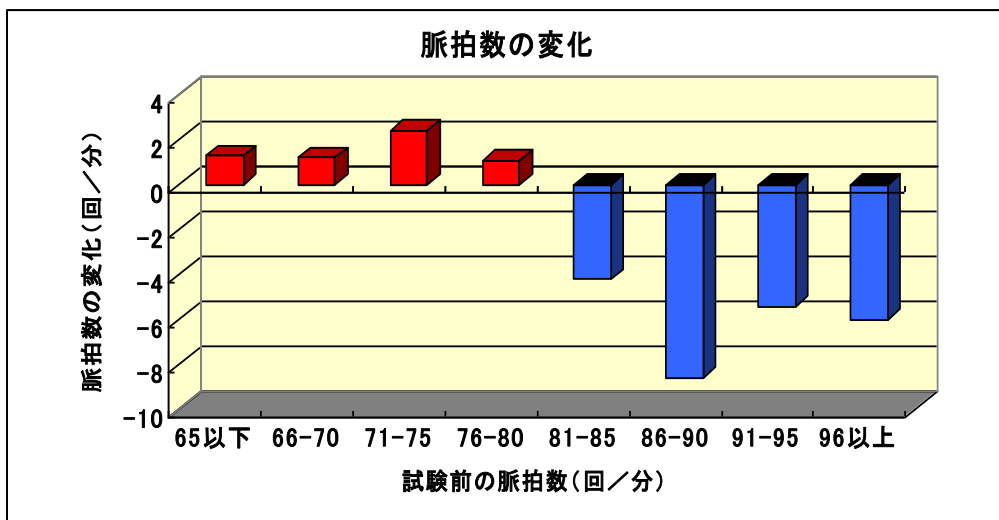
② 最低血圧に対する試験の影響



最低血圧 60mmHg 以下の低血圧症では、有意な血圧上昇 (5.1mmHg) が、高血圧 91-100mmHg の高血圧症では、有意な血圧低下 (-10.1mmHg) が、101mmHg 以上の重度高血圧症では、さらに顕著な血圧低下 (-20.0mmHg) が観察された。

(3) 脈拍数に対する影響

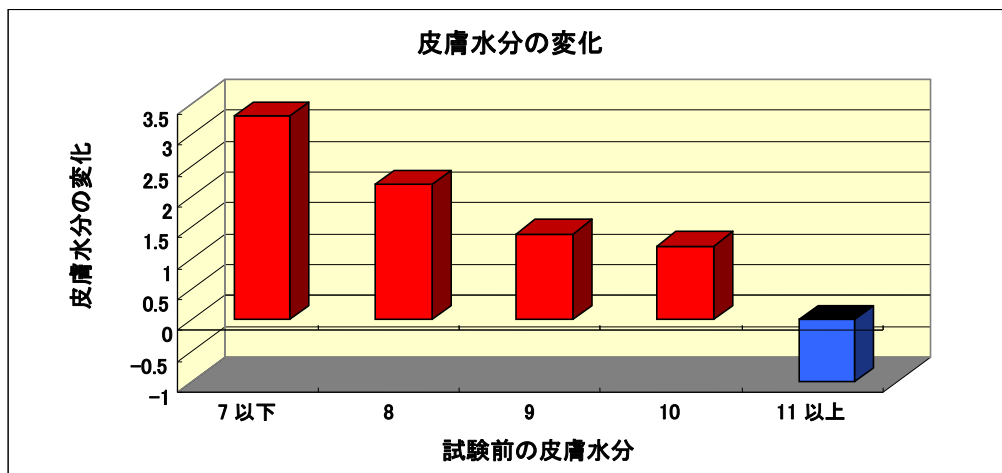
試験開始前と終了後に被験者の脈拍数を測定した。その結果を試験開始前の脈拍数を横軸に、開始前と終了後での脈拍数変化を縦軸 (棒の長さ) で示す。



成人の脈拍数中央値 70 回/分以下では脈拍数の増加が、頻脈域に相当する 96 回/分以上では有意な脈拍数の低下 (-6.0 回/分) が観察された。

(4) 皮膚含有水分量に対する影響

試験開始前と終了後に被験者の皮膚水分量（左顔面頬）を測定した。その結果を試験開始前の水分量を横軸に、開始前と終了後での含有水分（測定値）変化を縦軸（棒の長さ）で示す。



皮膚水分不足の目安である 9 ポイント以下では、皮膚水分量の増加が顕著に観察された。一方、11 ポイント以上では、皮膚水分量の減少が観察された。

5. 考察と結論

1. 被験者

94名の成人ボランティアから試験参加の同意を得ることができた。被験者（モニター）の平均年齢は、男性 59.9 歳、女性 55.8 歳であった。対象年齢としては適切なデータの収集ができたと考える。被験者（モニター）の 62.7%は何らかの既往症を有しており、本タラソ体験の効果の検証にとって適切な条件を備えていた。

2. 血圧および脈拍に対する作用

血圧および脈拍に対する作用については、顕著なプラスの効果が確認された。すなわち、最高血圧 100mmHg 以下、最低血圧 60mmHg 以下の「低血圧症状」の被験者においては、有意な血圧の上昇が観察された。一方、最高血圧 150mmHg 以上、最低血圧 90mmHg 以上の「高血圧症状」の被験者においては、有意な血圧の低下が観察された。他方、正常血圧を示す被験者に対しては、血圧の変動は観察されなかった。

以上の結果は、「低血圧症状」・「高血圧症状」両被験者群の血圧が正常化されることを示唆した。なお、薬物治療分野では、高血圧症状に対しては降血圧剤療法、

低血圧症状に対しては昇血圧剤療法がある。現代の薬物療法において、低血圧、高血圧の両症状に対して、単剤で有効な薬物は知られていない。被験者（モニター）のタラソ体験は、本試験結果が示す限り、高血圧症状・低血圧症状の双方に作用し、いずれも「血圧の正常化作用」を示した意義は極めて大きいと考えられる。

脈拍数中央値 70 回／分以下では、脈拍数の増加が観察された。脈拍数中央値 96 回／分以上（頻脈域に相当）では、有意な脈拍数の低下が観察された。すなわち、血圧に対する作用（効果）と同様に、両被験者群において脈拍数の正常化作用が確認された。

3. 皮膚中の水分量に対する作用

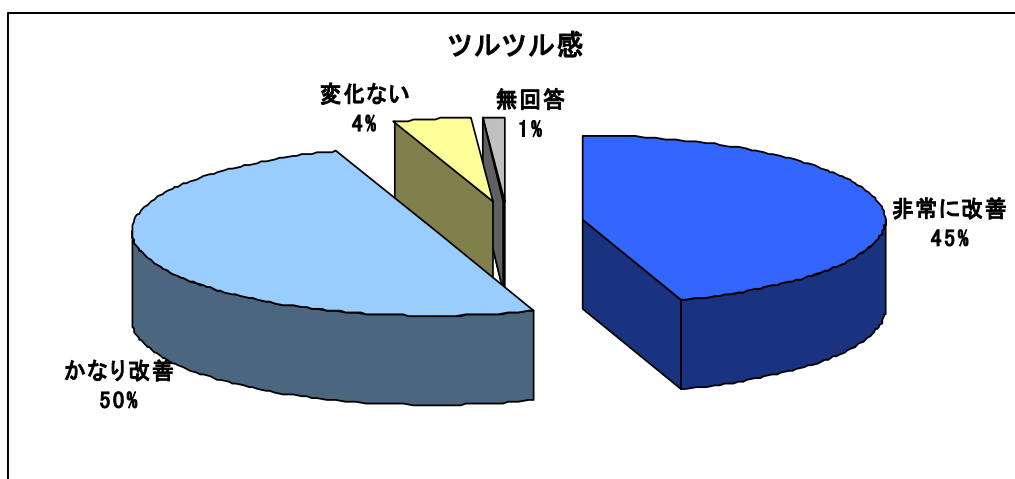
測定器（LaPROPE／株モリテックス製）表示の数値で「水分量 8 以下」は水分の不足を示す。試験前、「水分量 8 ポイント以下」の被験者群においては、皮膚中水分量の有意な増加が観察された。被験者全群においても、水分量の調節作用による皮膚状態の改善効果が確認された。

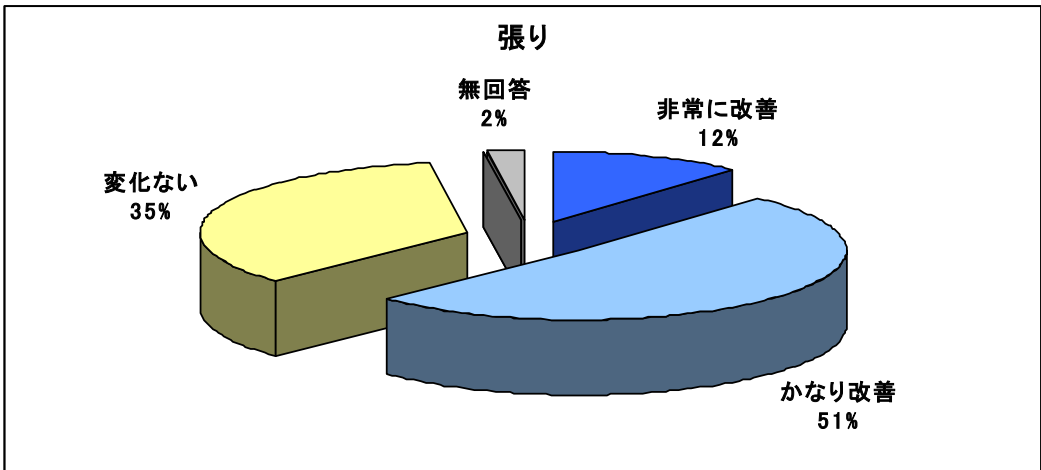
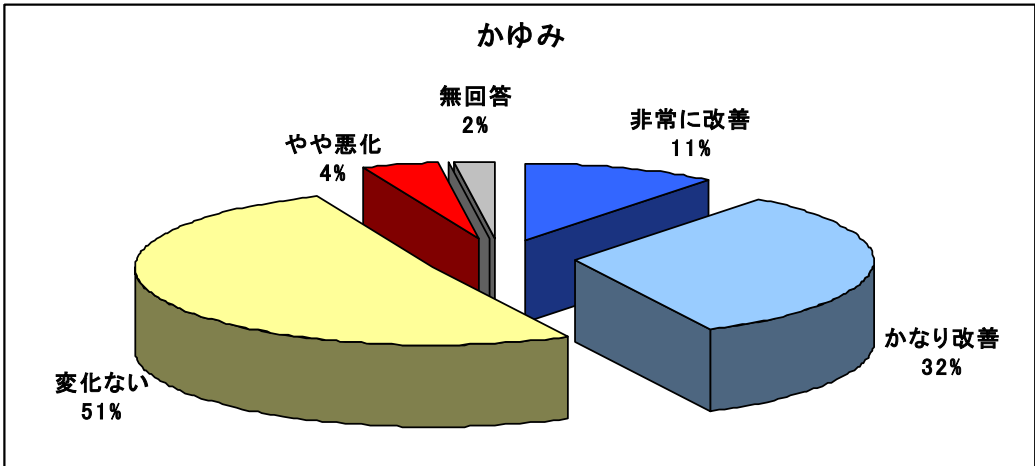
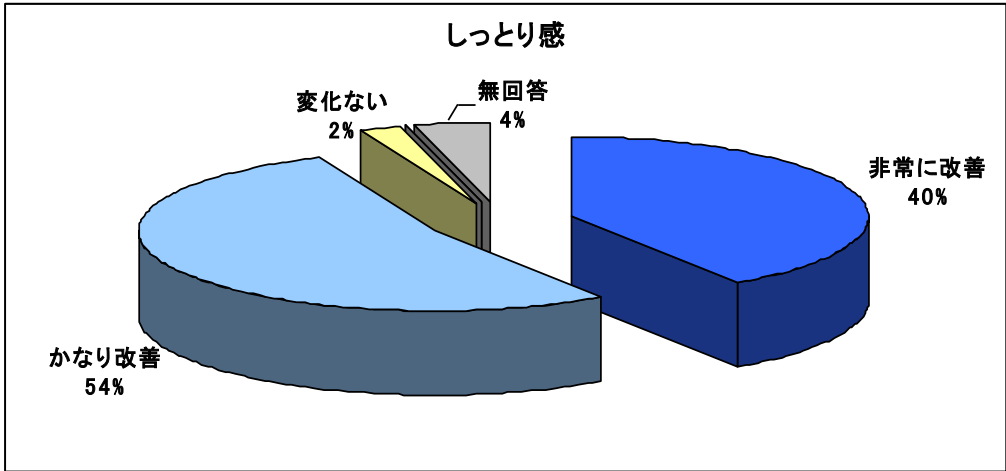
4. 総括

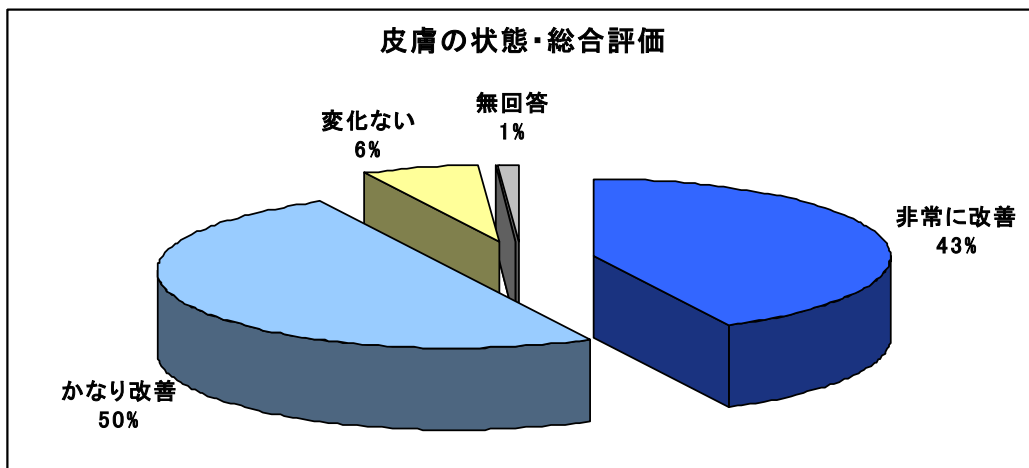
タラソ施設における健康増進効果（タラソ体験の健康増進作用の有効性）は、本モニター試験を通じて、主観・客観の両面から明白な確証が得られたと言える。

6. アンケート結果とその解析

1. 皮膚に対する効果





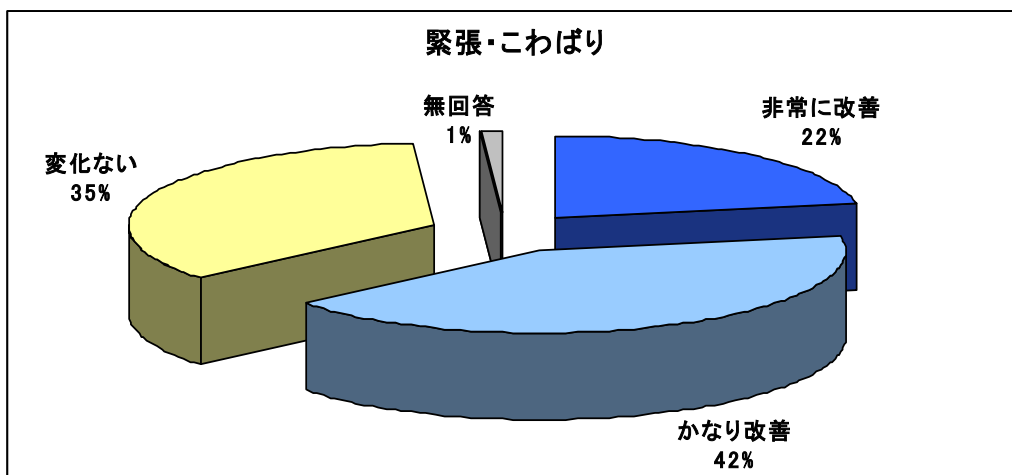


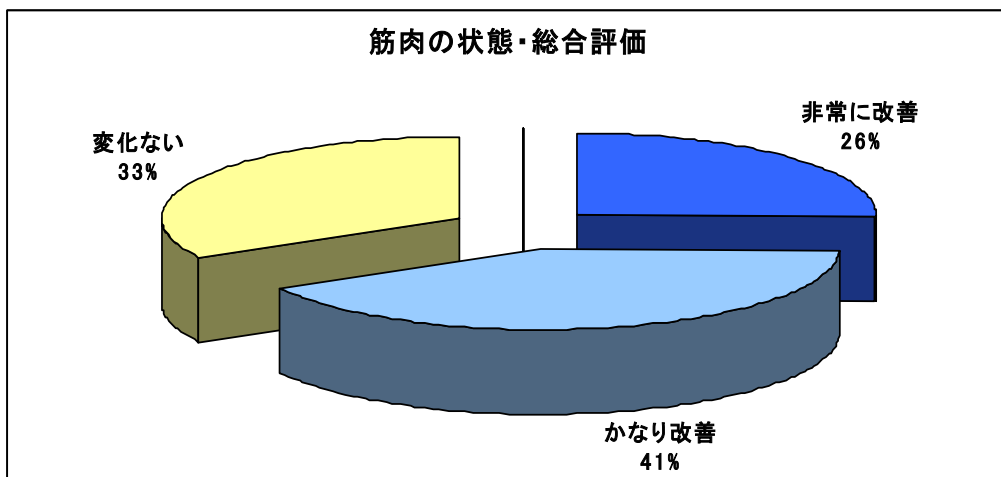
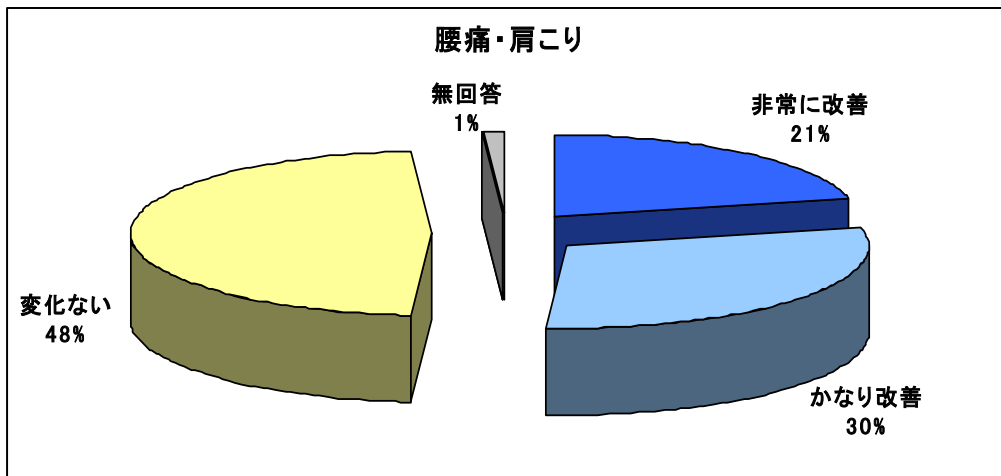
皮膚に対する作用を「悪化」とする回答は、「かゆみ」以外では、皆無であった。

「ツルツル感」、「しっとり感」及び「皮膚の状態・総合評価」の項目では、「非常に改善」あるいは「かなり改善」とする割合が9割を超え、被験者の実感（主観的効果）としてもタラソセラピーの効果が示された。

「かゆみ」の項目の回答に「変化ない」が多いのは、試験時にかゆみ・搔痒感を有しない被験者が多数を占めていたことに起因すると思われる、かゆみ症状に対する効果を否定するものではない。

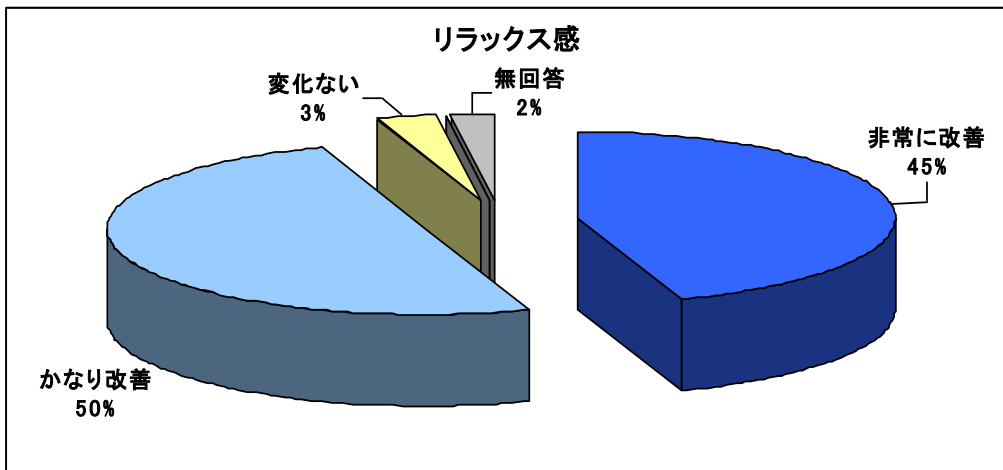
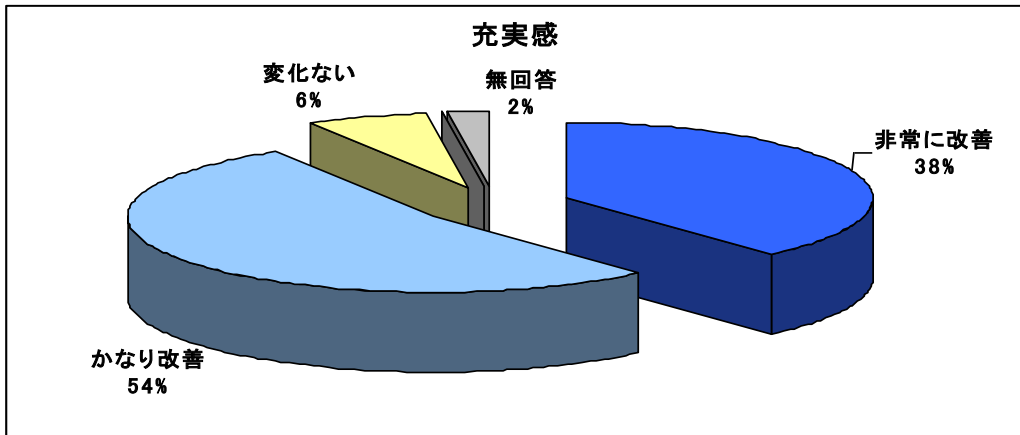
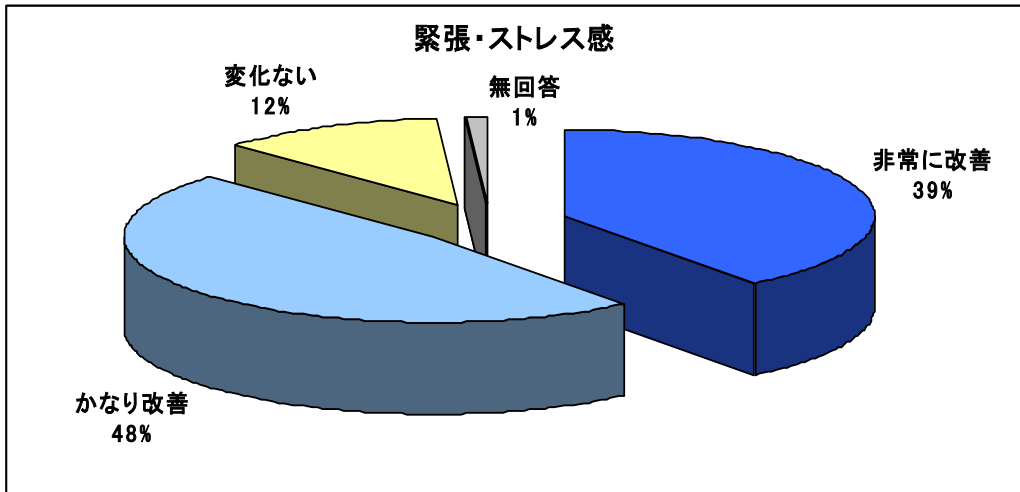
2. 筋肉の状態に対する効果

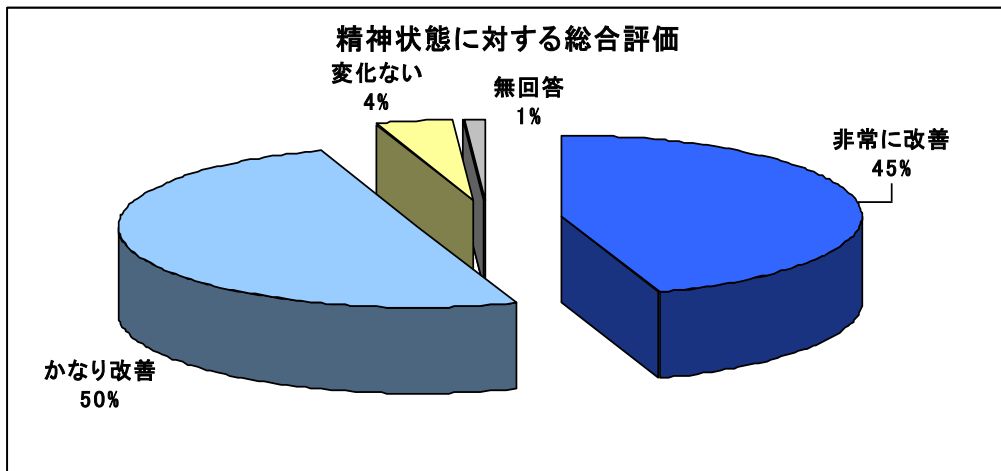




筋肉の状態に対する作用を「悪化」とする回答は皆無であった。全項目において、「非常に改善」あるいは「かなり改善」とする割合が半数を超え、被験者の実感（主観的効果）としてもタラソテラピーの筋肉に対する効果が示された。

3. 精神状態に対する効果





全アンケート項目中、もっとも顕著な回答を得たのが本項目であった。具体的には、「非常に改善」と「かなり改善」の合計が全回答の約9割を占めた。血圧・脈拍数の客観的測定結果でも顕著な改善効果が示されているが、そのプラスの効果は被験者の主観からも証明されたと言える。

タラソセラピーのいかなる要素が精神面に対して有効なのかなど、精神状態に対する改善効果の検証や因果関係については、今後の詳細な解析や更なる研究が求められる。

ホリスティックサイエンス学術協議会寄附行為

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会はホリスティックサイエンス学術協議会 (Research Association for Holistic Sciences、略称: RAHOS) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区赤坂 9 丁目 5 番 2 9 号に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本会はホリスティックサイエンス分野の総合研究ならびに関連技術の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ホリスティックサイエンスに関する普及啓発活動
- (2) ホリスティックサイエンスに関する資料の収集及び調査研究
- (3) ホリスティックサイエンスの調査研究に対する助成
- (4) ホリスティックサイエンスに関する技術上の援助
- (5) ホリスティックサイエンスに関する講演会、研究会等の開催
- (6) 行政機関及び内外の諸団体との連絡、協力及び交流
- (7) 機関誌及び刊行物の発行
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及会費
- (3) 寄付金品
- (4) 委託研究費
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本会の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年12月14日に始まり、翌年12月13日に終わる。

第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 15 条 本会に、次の役員を置く。

理事 3人以上 20 人以内

監事 1人以上 4 人以内

- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。
- 3 理事のうち、2 人以内を専務理事とすることができる。
- 4 理事のうち、4 人以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 16 条 理事及び監事は、理事長が委嘱し、評議員会において承認する。

- 2 理事長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(職務)

第 17 条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事
会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、
又は招集すること。

(任期)

第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合に

あつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 本会に、評議員5人以上30人以内を置く。

2 評議員は、会員又は本会の事業に関し学識経験のある者及び本会の事業に係る職務にある者の中から理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 代表役員である理事長及び理事長が指名した役員は評議員会に出席することができる。

4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

6 評議員会には、第23条第3項第3号及び第26条から第29条までの規定を

準用する。

7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 名誉顧問及び顧問

(名誉顧問及び顧問)

第 3 2 条 本会に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、評議員 2 名以上の推薦に基づき、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

第 7 章 会員

(種類)

第 3 3 条 本会の会員は普通会員及び特別会員の 2 種とする。

2 普通会員は本会の主旨に賛同しその事業に協力するものであって別に定める入会金および会費年額を納めた個人とする。

3 特別会員は本会の主旨に賛同しその事業を支持するものであって別に定める会費を納めた法人とする。

(普通会員)

第 3 4 条 普通会員は本会の行う事業に参加できる他本会の刊行物の無償或は有償配布を受ける。

(特別会員)

第 3 5 条 特別会員は本会の行う事業に参加し、別に規定する所によってその成果を利用することが出来る他本会の刊行物の無償或は有償配布を受ける。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 6 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第 3 7 条 本会は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 3 8 条 本会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事・監事・評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

The Journal of Holistic Sciences 投稿規程

- 1) 本誌は自然療法、代替療法、補完療法等に関わる、総説、原著（短報、一般論文）、事例報告ならびにシンポジウム講演録等を掲載します。その範囲は医学、薬学、獣医学、看護学、心理学から社会学、哲学等に及ぶ広範な領域を含みます。
- 2) 投稿には、著者の内1名以上が本協議会の会員であることが必要です。
- 3) 投稿原稿に対しては、編集委員会から委嘱された複数の審査員による査読が行われます。本誌への掲載可否は、審査員と投稿者の意見を総合的に検討し、編集委員会が判断します。判定結果は原則として原稿受理日より2ヶ月以内に文書でお知らせいたします。
- 4) 投稿原稿に使用する言語は日本語あるいは英語とします。
- 5) 日本語原稿の場合、1枚目には日本語・英語の両文で「表題」「著者名」「所属名」を明記して下さい。2枚目には英文要旨（100～200ワード）と英文キーワード5個以内を明記して下さい。
- 6) 原稿の作成には、原則としてMS社のワードおよびエクセルを使用し、図および写真はjpgファイルとして作成して下さい。出力した原稿およびコピーの計2部と全ファイルを記録したフロッピー1枚を送付して下さい。
- 7) 図（写真を含む）、表は、本文中に図1、表1のように番号を明示し、出力原稿の右端に挿入位置を朱書きで指定して下さい。図表は各1枚に出力し、余白に図表番号、著者名を明記して下さい。図表の表題、説明、用語・記号の説明は別紙にまとめ、出力したものも添付して下さい。
- 8) カラー印刷のご希望は、別途ご相談します。
- 9) 原稿の長さは原則として、図、表を含め刷り上りで、総説15頁以内（16,000字程度以内）、一般論文（フルペーパー）は12頁以内、短報（ノート）は6頁以内、事例報告は10頁以内とします。
- 10) 参考文献は、本文中の引用箇所に、引用順に1)、2)、3)・・・の通し番号を右肩に付し、さらに原稿末にその出典をまとめて記載して下さい。引用文献の記載方法は下記に従って下さい。
 - a. 雑誌の場合。論文表題、著者名（全員）、雑誌名、巻（号）、はじめのページ-終わりのページ、発行年
 - b. 図書の場合。書名、著者名（全員）、編者名（全員）、出版社、出版地、はじめのページ-終わりのページ、発行年
- 11) 審査意見および著者校正の送付先（住所・電話・FAX、Eメール）を明記して下さい。
- 12) 別刷りは実費にてお受けいたします。
- 13) 投稿原稿の送付先：〒107-0052 東京都港区赤坂9-5-29-208
The Journal of Holistic Sciences 編集部

入会のご案内

協議会員登録をご希望の方は、以下の項目にご記入の上、rahos@parkcity.ne.jp宛にご送信下さい。折り返し、必要書類などを送らせていただきます。

- ①氏名：
- ②メールアドレス：
- ③電話番号：
- ④FAX 番号：
- ⑤住所（連絡先）：
- ⑥ホリスティックサイエンス分野における略歴（400字以内）

事務局より

本誌（The Journal of Holistic Sciences）への投稿を募集します。本誌では自然療法、代替療法、補完療法等に関わる、総説、原著（短報、一般論文）、事例報告ならびにシンポジウム講演録等を掲載します。原著（短報、一般論文）には査読委員会による審査がおこなわれますが、これによって学術論文として社会的な評価を受けることができます。投稿原稿は、投稿規程に従って作成し、下記の編集部宛に郵送して下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂 9-5-29-208
The Journal of Holistic Sciences 編集部

編集後記：

事務局業務は初めてのスタッフばかりですが、新協議会の活動の一旦を担うものとして、その士気は高く、充実のスタートになりました。会員の皆様の評価を頂くべく、最善を尽くす所存ですので、どうぞ宜しくお願い致します。

創刊号の表紙には、新協議会の出発に相応しい北海道利尻島の夜明けを掲載しました。この写真のように「dawn(ドーン)と行きたいと思っています」(HB)

The Journal of Holistic Sciences 創刊号 Vol.1 No.1 2007年12月20日発行

発行所：ホリスティックサイエンス学術協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9丁目 5番 29号

電話：03-3403-0555

発行人：川口香世子

編集人：The Journal of Holistic Sciences 編集部

印刷：ポニー印刷